

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念を掲げ、人々に感動を提供し、よりよい未来を創るサービスを提供するため、企業価値を最大化するとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めております。
すべてのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
樋口 龍	3,800,000	43.63
合同会社GGA	1,860,000	21.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	613,100	7.04
久野良木 健	255,120	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	206,000	2.36
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	201,700	2.31
清水 雅史	200,000	2.29
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	132,800	1.52
株式会社チェンジ	120,000	1.37
伊藤 嘉盛	87,255	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無

樋口 龍

親会社の有無

なし

補足説明

合同会社GGAは、当社代表取締役社長最高執行役員である樋口龍の資産管理を目的とする会社であり、樋口龍が全株式を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

10 月

業種

不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件によることを基本方針とし、その金額の多寡にかかわらず取引内容及び取引条件の妥当性について当社取締役会において審議のうえ、意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久夙良木 健	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久夙良木 健	○	同氏は、平成29年7月より12月までの間、当社顧問を務めておりましたが、平成30年1月の取締役就任とともに当該顧問契約を解約しております。なお、過去の顧問としての報酬は、月額25万円と少額であり、独立役員としての基準には抵触しないと判断しております。	企業経営に携わってきた豊富な経験やIT業界での長年の勤務経験を有していることから、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。監査役と内部監査担当者は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。内部監査担当者は監査役及び会計監査人と意見交換等を行い、三者間で情報共有をすることで連携を図っており、今後につきましても、定例会議等を実施していく予定です。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
照井 壽久	他の会社の出身者													
上田 克己	他の会社の出身者													
尾崎 充	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
照井 壽久	○	----	株式会社リコーでの豊富な経験と幅広い見識を有しております。このため、その経験・知見を活かして当社を監査することができると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
上田 克己	○	----	企業経営に携わってきた豊富な経験を有しております。このため、その経験・知見を活かして当社を監査することができると判断し、選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

尾崎 充	○	---	公認会計士であり、会計分野における高度な知識を有しております。このため、その経験・知見を活かして当社を監査することができると判断し、選任しております。また、同氏と当社間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
------	---	-----	---

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は役職員を付与対象としたストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の報酬額については、取締役については代表取締役最高執行役員に一任しており、監査役については監査役会で決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

取締役会の資料等は事前に経営管理本部を通じて社外役員へ共有する等、社外取締役(社外監査役)のサポートは経営管理本部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下の通りです。

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

b. 監査役会・監査役

当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(全員が社外監査役)で構成しており、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう

に努めております。また、監査役は監査法人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。常勤監査役は経営戦略会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。

c. 経営戦略会議

経営戦略会議は、取締役及び本部長で構成され、原則として月1回開催しております。意思決定の権限を有しておりませんが、取締役会への付議事項についての事前討議、経営上の重要事項等の審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

d. リスク管理・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長最高執行役員、取締役、各本部長、その他代表取締役社長最高執行役員が必要と認めた者で構成され、コンプライアンス及び利害関係人との取引について審議し、「リスク管理・コンプライアンス委員会規程」で定められた運営に従って法令遵守等のコンプライアンスの観点から審査を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会（全員が社外監査役）の設置、及び社外取締役の選任（1名）により、経営に対する監督機能は充実していると判断し、上記体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、株主の利便性を考慮し、可能な範囲で早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算であるため、集中日に関する懸念は少ないものの、より多くの株主が出席できるよう取り組んでまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの決算説明会を四半期ごとに開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を四半期ごとに開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算情報(決算短信・四半期決算短信)及び決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動指針」において定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての重大な責務と認識しており、適時・適切に情報開示を行う方針を「IR活動マニュアル」において定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。その概要は以下の通りです。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規範」等を定める。
- (b) 取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- (c) 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う
- (d) 当社は、法令、定款及び社内規程に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定めるとともに、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る決定に関する記録・稟議書については、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。保存されている書類は取締役及び監査役の要求に応じて、閲覧可能な状態にする。

c. リスク管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスク管理規程」に基づきリスクの発生を未然に防止する。
- (b) 万が一、リスクが発生した場合においても定められた初期対応に関する規程に基づき被害（損失）の極小化を図る。
- (c) リスク管理を網羅的・統括的に行うため、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、周知徹底を図る。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役は取締役会にて、法令・定款・社内規程の定めのある事項に関わる重要な意思決定事項を協議し決定する。
- (b) 社外取締役の招聘により、経営の透明性と公正な意思決定をより強化する。
- (c) 職務分掌及び職務権限を明確にし、事業執行については、各事業執行部門へ権限を委譲することにより意思決定の迅速化を図ると共に、取締役は各事業執行部門の責任者に委ねた事業執行の監督を行う。
- (d) 取締役会の下部組織として、取締役及び各事業執行部門の責任者等で構成される経営戦略会議等を設置し、取締役会から委譲された範囲内で事業執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の適正化と迅速化を図る。
- (e) 取締役会は、当社および当社の関係会社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各事業執行部門の責任者に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現する。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス（企業倫理・法令遵守）を含むCSR（Corporate Social Responsibility）を推進するために制定された「コンプライアンス規範」の展開・浸透・定着を図るための推進担当部門を設置し、グループ全体のコンプライアンス統括責任者たる経営管理本部長を筆頭に、「コンプライアンス規範」の啓蒙・教育・促進を図る。さらに、コンプライアンス違反に関する通報・相談の窓口としての「ホットライン」を活用し、コンプライアンスの充実を図る。
- (b) 米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）、金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性及効率性の向上」「財務報告の高い信頼性の維持」「資産の保全」を狙いとした内部統制の仕組みを構築し、ビジネスプロセスの運用に努める。
- (c) 内部監査担当者を選任し、経営諸活動の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、助言・指導を実施する。

f. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ全体の運営管理及び内部統制の実施に関しては、当社各事業執行部門長がこれを管理し、全般的事項に関しては当社経営管理本部長及び当社取締役会がこれを担当するものとする。
 - (b) グループ会社の管理については、「関係会社管理規程」を定め、グループ全体の業務の適正を確保する。当社経営管理本部長は、関係会社に対し、定期又は臨時に関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を求め、取締役会に報告する。
 - (c) 関係会社の損失の危険については、「関係会社管理規程」等に基づき、当社経営管理本部長が原則毎年1回以上、定期又は臨時に実地監査をおこなう。
 - (d) 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社は、「関係会社管理規程」を定期に見直すとともに、当社経営管理本部長が関係会社の管理監督をおこない、必要な報告を求める。
 - (e) 当社取締役会は、関係会社各社の独立性を尊重しながら、グループ全体のコンプライアンスに関して、統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行うものとする。
- また、当社経営管理本部長は、グループ全体のコンプライアンス統括責任者として、関係会社各社のコンプライアンス及び内部統制の状況について、必要の都度、当社取締役会に報告するものとする。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役のある場合、監査役の職務執行を補助する使用人を置く。当該使用人は、監査役に専属してその指揮命令に従うものとし、他の業務を一切兼任させない。その人事評価は監査役が行い、異動・懲戒については、監査役の事前の同意を必要とする。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当該社取締役、関係会社取締役及びこれらの使用人等は、法令に違反する事実、当社及び当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査役又は監査役会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- (b) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- (c) 当社経営管理本部長は、関係会社の取締役ならびに監査役、使用人から報告を受けた場合、速やかに当社取締役会に報告し、当該事実に関する事項を整理し当社監査役に報告しなければならない。但し、当社取締役が不正に関与している等、諸事情に鑑み当社取締役会に第一次的に報告をすることが適切ではないと思料したときは、当該事実に関する事項を当社監査役に報告しなければならない。

i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方

針に関する事項

監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保するとともに、監査役から、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求があったときは、速やかにこれに応じる。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役が状況に応じた厳正な監査を実施できるよう、監査役が重要な会議に出席できるようにするほか取締役等と定期的に意見交換が行えるようにする。また、監査役が重要な決裁書類等を閲覧できるようにする。

(b) 監査役が、会計監査人及び内部監査部門との相互連携が重要であるとの認識の下、定期的な打ち合わせ等による三者間での情報及び課題の共有化を通じて、効果的な監査を実施することができるようにする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

